

損害保険業等に関する制度等 WG（第 1 回）の論点についての意見

柳瀬典由

2024 年 9 月 27 日

金融審議会 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループの第 1 回会議は先約（業務）のため欠席させていただきますので、以下の通り、若干の意見を申し述べます。

1. 保険仲立人制度に関して

(1) 監督指針 V-4-4 (1) について

監督指針 V-4-4 (1) 「保険仲立人は、保険契約の締結の媒介に関する手数料等の全額を保険会社等に請求するものとし、顧客に請求してはならない」という点に関して、なぜ、このような指針が設けられてきたのか、その理由を共有してほしい。その上で、当該指針の合理性が現在においても妥当であるか否かについて議論を求めたい。その際、諸外国において同様の指針等が存在する場合、その理由が我が国の実情においても合理的であるか否かについて検討していただきたい。「保険仲立人は、顧客から委託を受けてその顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行う」という点に鑑みると、顧客に手数料等の全額を請求することは合理的であるようにも見える。

(2) 保険仲立人の活用を促進に関して

① リスクマネジャー（利用者）のニーズの把握

保険仲立人の活用を促進するための対応策について議論することは、顧客本位の業務運営や健全な競争環境を実現する観点から重要なテーマである。そのためには、保険の利用者である企業（リスクマネジャー）が保険仲立人制度を活用する際の理由・動機についての情報収集が重要である。

② 兼業規制のあり方

わが国の現行規制の下では、保険仲介人は「保険募集人との兼業は不可」である。その根拠としては、兼業を許すと、保険仲立人が特定の保険会社に偏った助言を行うことによる利益相反への懸念や、企業保険契約の複雑性などにより十分に専門的な知識を持たない保険契約者が不利な条件で契約を結んでしまうことへの懸念などが想起される。他方で、兼業を許容することにより、顧客への包括的なサービス提供など、保険契約者にもメリットがある場合もあるかもしれない。したがって、この論点を議論する上で重要な点は、保険の利用者である企業が、専門性の高いリスクマネジャーの組織的整備などを通じて、主体的・能動的にリスクマネジメントの意思決定を行うことができる主体であるか否か、あるいはその程

度に依存するということではないかと思われる。以下③とも関連するが、例えば、「適格性」をみたくリスクマネジャーを設置している企業のみを対象として、兼業規制を緩和することは検討に値するかもしれない。もちろん、その前提として、利益相反管理や情報開示の充実など、企業の適切な意思決定を支援するための環境整備は同時に必要である。こうした点については、英国をはじめとする諸外国の事例は参考になるかもしれない。

他方で、大規模企業とは異なり経営資源に制約がある中小企業等では、専属の保険リスクマネジャーを組織的に整備することは難しいため、顧客保護の点から引き続き慎重な議論が必要である。

③ リスクマネジャーの組織的整備のためのインセンティブ

保険の利用者である企業が、専門性を有するリスクマネジャーの組織的整備などを通じて、主体的・能動的にリスクマネジメントの意思決定を行うことが、保険仲立人制度が有効に活用されるための前提である。主体的・能動的な企業のリスクマネジメントのもと、保険仲立人を含む多様な保険仲介チャンネルの使い分けが活性化することにより、企業価値を高めることが期待される。もちろん、経営資源に制約がある中小企業等では、専属の保険リスクマネジャーを組織的に整備することは難しいかもしれない。とはいえ、まずは、専門性を有するリスクマネジャーの組織的整備などを通じて、主体的・能動的にリスクマネジメントの意思決定を行う潜在的能力を持つ企業を育成することは、健全な競争環境を実現する観点からきわめて重要なテーマである。

そのためには、企業がリスクマネジャーを組織的整備するためのインセンティブ付けの仕組みが必要である。例えば、豊富な専門的知識を有する「適格性」のあるリスクマネジャーを設置している企業に対しては、海外付保規制緩和や、保険仲介者に係るフィーベースでの手数料率（相対交渉で自由に手数料を決めることなど）、あるいは、保険仲立人の兼業規制の緩和の対象とするなど、各種の規制緩和措置を通じて、具体的なメリットを付与することは検討に値する。なお、「適格性」に関してどのような要件を設けるかなど、具体的な検討内容については、例えば、海外の事例(Exempt Commercial purchaserやIndustrial Insured)などは参考になるかもしれない。

さらに、(例えば、「適格性」のあるリスクマネジャーを設置している)企業に対して、TCOR(トータルリスクコスト)の開示を求めるなど、市場規律を活用したリスクマネジメント体制の高度化を支援することも一案である。但し、TCOR(トータルリスクコスト)の開示のあり方については、単に支払保険料だけではなく、免責金額などの情報も同時に開示しなければ、外部のステークホルダーにとって有益な情報ではないかもしれない。また、TCORの開示のあり方次第では、場合によっては企業秘密に直結する情報の開示を強いてしまうことも懸念される。さらに、機関投資家をはじめとする外部のステークホルダーがTCORやリスクマネジメント体制の充実が意味する文脈を正しく理解できるかどうか(市場によるリスクに係る情報の消化能力)という問題も残る。とはいえ、大きな方向性として、

市場規律を活用したリスクマネジメント体制の高度化を支援することの意義については広く議論されることを期待したい。

2. 企業向け火災保険の赤字が継続している状況に関して

① 家計・企業保険別の情報開示

「損害保険会社において企業向け火災保険の赤字が継続している状況について、どのような課題があると考えられるか」という点について広く議論をすることは、非常に重要である。そのためには、損害保険全社のディスクロージャー資料等においても、保険種目別の開示のみならず、家計保険（Personal line）と企業保険（Commercial line）ごとに区分した情報開示が必要ではないかと思う。なお、損害保険協会では、2012年度から「近年の風水害等による支払保険金調査結果」を公表しており、火災保険の収支における風水害等の影響の程度を推論することも可能であるが、家計保険・企業保険の区別はないように見える。また、風水害等の損害全体に占める比率の恒常的増加傾向を前提にすると、異なるリスクプロファイルの風水災と水災についても区分した情報開示が必要であろう。

② 企業向けの火災保険特有の慣行の有無

近年、頻発する大型の風水害等の影響は少なからず、企業向け火災保険の収支に影響を与えていると思われるが、企業保険だけで見ても、火災保険の赤字が恒常化しているのであれば、その原因が何かを議論する必要がある。例えば、赤字覚悟でも引き受けを継続するような慣行があるのか否か、あるとすればその背後にはどのような理由があるのかなど、議論すべき点は多いように思う。

③ リスクマネジャーのインセンティブ

近年のリスクマネジャー（企業保険の利用者）を対象に行った調査によれば、保険（財物/火災保険）を購買するにあたって困っている点として、「保険料率の上昇」に加えて、「キャパシティー不足」への懸念がかなり大きいことが確認されている¹。こうした「キャパシティー不足」の深刻さは、頻発する巨大自然災害などを背景とする、ここ数年の大きな変化ではないかと推察する。そうであるならば、（政策保有株式の売却による資本関係の変化なども背景として）今後は、損害保険会社の企業に対する保険契約の場面での立場は相対的に強くなる可能性がある（その結果、徐々に赤字は解消するのかもしれない）。その場合、特に、自然災害リスクのエクスポージャーが深刻な企業においては、保険料が高騰するか、場合によっては、保険に入りたくても入れないという現象が恒常化する可能性がある。そうになると、事態を先取りする形で、保険リスクマネジメントの意識が高い企業ほど、キャプティ

¹ 柳瀬典由「ERMと企業保険－日本企業のリスクマネジメントに関する実態調査（2023年度版）より－」『保険研究』第76集（慶應義塾保険学会，2024年，近刊）の図表24，および，第3回「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」資料2（16頁）を参照。

ブの積極的な活用など全社的な「リスク保有と移転」のバランスの再構成を進め、従来の損害保険だけに頼らないスキームの構築を目指す可能性があるが、そうした積極的自家保有に対する何らかのインセンティブ付け（税メリットなど）についても検討の余地はあるかもしれない。

なお、この場合、国内の損害保険業界には、従来の保険金支払いという機能に加え、リスクコントロールサービスなど「保険会社のサービス価値」を含む、広範囲のリスクマネジメント・コンサルティングサービス力が、より一層求められることになる。顧客本位の業務運営や健全な競争環境を実現する観点から、以上のような見通しが想定される場合、どのような政策的対応が可能かについても広く議論が行われることを期待したい。